顧問契約書

_____(以下「甲」という。)と行政書士古川豊法務事務所(以下「乙」という。)とは、乙が甲のために行う顧問業務に関して、次のとおり契約する。

- 第1条(委任及び受任事項) 甲は、乙に対し、次の各号を委任し乙はこれを受任する。 但し、行政書士法で定められた乙の業務の範囲を超え、他の法律に抵触する業務を除 く。
 - 1.甲の業務に関する助言・相談及びコンサルティング業務
 - 2.乙の業務取扱以外の項目に関するワンストップサービス (他士業のへのつなぎ)
 - 3.甲の従業員の福利厚生割引サービス(従業員及び従業員家族の優先相談)
 - 4.甲の業務に関して官公庁に提出する書類の作成とその代理、権利義務に関する書類 の作成とその代理、事実証明に関する書類の作成とその代理(以下「個別依頼業務」 という)
- 第2条(業務の処理) 乙は、本契約に基づき甲から委任を受けた事項については、法令、行政書士会会則及び行政書士倫理綱領を遵守し、甲の利益のため誠実に業務を処理しなければならない。
- 第3条(秘密保持義務) 乙は、甲の信用、名誉を損なうおそれのある情報および本契 約による受任業務に関連して知りえた情報について、甲の承諾なしに第三者に開示ま たは漏洩してはならない。
- 第4条(顧問料) 第1条第1号から第3号に定める業務(以下「顧問業務」という。) を継続的に行わせるため、甲は乙に対し、顧問料として月額金50,000円を前月末日までに乙の下記口座に振り込んで支払う。
 - [振り込み口座の表示]

銀行名(支店名) 楽天銀行 エレキ支店(230)

預金の種類 普通預金

口座番号 5008314

口座名義 行政書士古川豊法務事務所(ギョウセイショシフルカワユタカホウムジムショ)

- 2 前項に規定する顧問料額は、将来経済情勢の変化、顧問業務の増加あるいは減少により、不相当となったときは、甲乙協議の上これを増減することができるものとする。
- 第5条(受任事項の費用) 乙は甲に対し、顧問業務について、特別に費用を負担した場合は、顧問料のほかにその実費を請求することができる。
 - 2 乙は、前項の特別な費用を負担する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 第6条(個別依頼業務の報酬) 甲が第1条第4号に基づいて乙に依頼する個別依頼業務について、甲が乙に対して支払うべき報酬、日当等の額は、事件の難易度に応じ、 乙の事務所に掲げる報酬額表を基準として、公的費用を除き、その 50%を割り引く

ものとする。また、甲の従業員からの個別依頼業務は公的費用を除き、その 30%を 割り引くものとする。

- 第7条(契約の更新及び解除) この契約の有効期間は、 年 月 日から1年間とし、甲乙いずれか一方から上記期間の満了までに解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されるものとする。
 - 2 この契約は、甲または乙において、いつでも解約することができる。ただし、甲は乙に対し、すでに支払った顧問料の返還を求めることはできない。
- 第8条(協議) 契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上のとおり、本契約が成立したことを証するため、本書を二通作成し、甲乙記名押 印の上、それぞれ一通を所持するものとする。

年 月 日

(甲)

住所

名称

代表者

EI

(EII)

(Z)

住所 佐賀県武雄市武雄町永島 15171 番地

名称 行政書士古川豊法務事務所

代表者 行政書士 古川豊